

# Q&A 質問に お答えします。

## Q.20 譲ったバイクの納税義務は…?

私は本年4月中旬に、バイクを友人に譲ったのですが、5月に私あての軽自動車税納税通知書が届きました。

バイクは友人に譲ったのに私が税金を納めなければならないのでしょうか？

**A** 軽自動車税は、4月1日現在で、バイクなどの軽自動車等を所有している方に課税されますので、譲られたバイクの税金は、今年度までは、4月1日時点で所有していたあなたに納めていただくことになります。

なお、バイクの譲渡の申告がなされていない場合は、来年度もあなたに課税されることになります。軽自動車等を譲られたり廃車されたときなどは、[前記\(P56をご覧ください。\)](#)の申告場所でお早めに手続きを済ませてください。

## Q.21 燃費の良い軽自動車は税金が安くなりますか？

**A** 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、取得した日の属する年度の翌年度分に限り、下表のとおり軽課税率(年額)が適用されます。なお、平成29年度に軽課税率が適用された車両には平成30年度、標準税率が適用されています。また、最初の新規検査から13年経過すると、重課税率(※)が適用されます。

※電気・天然ガス・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被けん引車は、重課税率の対象外です。

軽自動車の種別			軽課税率(年額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (概ね75%軽減) <sup>*1</sup>	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準1 <sup>*2</sup> (概ね50%軽減)	基準2 <sup>*3</sup> (概ね25%軽減)
三輪のもの(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

\*1 天然ガス自動車は平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限りです。

\*2 **乗用**

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車
- または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★低排出ガス車)
- 平成32年度燃費基準+30%達成車

\*3 **乗用**

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車
- または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★低排出ガス車)
- 平成32年度燃費基準+10%達成車

**貨物用**

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車
- または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★低排出ガス車)
- 平成27年度燃費基準+35%達成車

**貨物用**

- 平成30年排出ガス基準50%低減達成車
- または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★低排出ガス車)
- 平成27年度燃費基準+15%達成車